

【保護者等の収入の状況について】（該当する口にレ印を付けてください。）

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

生業扶助（高等学校等就学費）を受給 生活保護受給証明書を添付する場合、チェックしてください。

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分	①親権者2名の課税証明書等を添付する場合、チェックしてください。
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者証明書を提出できない場合 等	②親権者1名の課税証明書等を添付する場合、チェックしてください。
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを有している者である場合は、その者を除く。	③～⑤親権者以外の課税証明書等を添付する場合、チェックしてください。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者） ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等	
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等	

※所得に関する書類を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

<small>氏名</small>	<small>生徒との続柄</small>	<small>氏名</small>	<small>生徒との続柄</small>
山口 次郎	父	山口 桜子	母

(3) 次 課税証明書等を添付する親権者等の名前と続柄を記入してください。

所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村の収入を得ていない場合 課税証明書等を添付しない場合、チェックしてください。

※(2)及び(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、口にレ点を付けてください。

私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。 生活保護(生業扶助)を受けておらず、(2)もしくは(3)にチェックをした方は、チェックしてください。

【扶養親族等の状況について】(非課税世帯のみ記入してください。)

※当該世帯に7月1日現在、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入して下さい。

扶養親族の状況	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	給付金の申請の有無	課程	備考
	姉	山口 梅子	平成〇年〇月〇日	〇〇大学〇年	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input checked="" type="checkbox"/> 通信制以外	
弟	山口 三郎	平成〇年〇月〇日	〇〇高校〇年	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外		

生活保護(生業扶助)を受けておらず、(2)もしくは(3)にチェックをした方で、該当の扶養親族がいる場合、その扶養親族を記入してください。

また、その扶養親族の「健康保険証の写し」を添付してください。

※通信制以外の生徒の申請を行う場合で、かつ、生活保護の生業扶助を受けていない場合が記載の対象です。